

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 1. 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 2. 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3. 予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4. 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5. 予防接種法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6. 予防接種法第28条の実費の徴収に関する事務 7. 新型インフルエンザ等特別措置法第46条の住民に対する予防接種に関する事務
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	成人予防接種システム	
②システムの機能	1. 予防接種台帳の作成 転入等により新規に予防接種の対象となった住民を台帳を作成する。 2. 予防接種履歴の記録 ワクチンの種別ごとに、接種日、接種医療機関、ロット番号（製造番号）、接種量等を記録する。 3. 医療機関・接種医師マスタの作成 予防接種を実施する医療機関・接種医師に関する情報を登録・更新する。 4. ワクチンマスタの作成 ワクチンの種類ごとに製造者名、ワクチン名等に関するデータ登録・更新する。 5. 予防接種票の発行 予防接種を受けるために必要となる予防接種票を発行する。 6. 接種単価の設定 予防接種に関する費用をワクチンごとに設定する。 7. 予防接種台帳・接種履歴の発行 被接種者ごとに予防接種に関する接種履歴の記録を発行する。 8. 予防接種台帳の集計表の作成 予防接種に関する集計表を作成する。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新規に住民を記載(住民票を作成)する。 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する。 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する。 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する。 7. 住基ネットとの連携機能 機構、県、他自治体と住基ネットを通じ連携する。 8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人の住民票の記載に応じて、市町村通知の作成を行う。 9. 個人番号の生成・変更 個人番号の生成・変更が生じた際に、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)へ要求し生成された番号を取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと団体内統合宛名システムと既存システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(※インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ※インターフェイスシステム:総務省が所管する情報提供ネットワークシステムの一部 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①宛名管理機能:既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。 ④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）
システム5	
①システムの名称	乳幼児行政システム
②システムの機能	1. 予防接種台帳の作成 転入等により新規に予防接種の対象となった住民を台帳を作成する。 2. 予防接種履歴の記録 ワクチンの種別ごとに、接種日、接種医療機関、ロット番号(製造番号)、接種量等を記録する。 3. 医療機関・接種医師マスタの作成 予防接種を実施する医療機関・接種医師に関する情報を登録・更新する。 4. ワクチンマスタの作成 ワクチンの種類ごとに製造者名、ワクチン名等に関するデータ登録・更新する。 5. 予防接種台帳・接種履歴の発行 被接種者ごとに予防接種に関する接種履歴の記録を発行する。 6. 予防接種台帳の集計表の作成 予防接種に関する集計表を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
成人予防接種システム予防接種管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26、153の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 27、29、30、31、155条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八戸市こども健康部保健所 保健予防課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
成人予防接種システム予防接種管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の理由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	法令に基づき予防接種台帳を作成し必要に応じて台帳に記載、消除又は修正するため。
④記録される項目	[10項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	法令に基づき予防接種の実施に係る必要な情報記録するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成9年3月1日
⑥事務担当部署	八戸市こども健康部保健所保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
③使用目的 ※		法令に基づき予防接種台帳を作成し必要に応じて台帳に記載するため。
④使用の主体	使用部署	八戸市こども健康部保健所保健予防課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・予防接種台帳へ記載することで、予防接種履歴を適切に管理する。 ・未接種者への勧奨通知に使用する。
情報の突合		・被接種者本人または保護者から届出のあった内容は、庁内の各システムに記録されている情報と突合する。 ・予防接種の被接種者あるいは保護者に送付する通知に使用する。 ・予防接種の接種履歴を管理する。
⑥使用開始日		平成9年3月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システム開発、システムの保守・修正、維持管理、運用等
①委託内容		システム開発、システムの保守・修正、維持管理、運用等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		リーディングシステム株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜八戸市における措置＞ ユーザーID、静脈認証により入退室管理を行っている部屋(コンピュータ室)及び関係者や許可された者以外が立ち入りできず、勤務時間以外は施錠される部屋(サーバ室)に保管する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 予防接種台帳

住民番号／行政区／氏名／カナ氏名／性別／生年月日／住所／電話番号／内部整理番号

2. 予防接種履歴の記録

ワクチン(※)ごとに次の情報を記録・管理する

乳幼児: 四種混合／ポリオ／三種混合／麻しん・風しん／日本脳炎／ツベルクリン反応／BCG／ヒブ／肺炎球菌／子宮頸がん
水痘／B型肝炎／ロタウイルス／二種混合／五種混合

成人: 肺炎球菌／季節性インフルエンザ／風しん／新型コロナウイルス(定期接種)

接種区分／接種年月日／接種場所／接種医／ワクチンメーカー／ワクチン名／接種量／ロット番号

3. 医療機関・接種医師マスタの作成

予防接種を実施する医療機関名／医師名

4. ワクチンマスタの作成

ワクチンの種類ごとに製造者名／ワクチン名／ロット番号

5. 接種単価の設定

ワクチン(※)ごとに接種費用等を登録する。

成人用の肺炎球菌／季節性インフルエンザ／風しん抗体検査／風しん予防接種

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
成人予防接種システム予防接種管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出窓口において、届出・申請内容の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書は、予防接種台帳の管理に必要な情報のみを記載する様式となっている。 ・成人予防接種管理システムでは、必要な情報以外は入力できないようになっている。 ・届出書の入力作業後、届出内容と入力内容について点検を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定した上で、生体認証(指紋認証)及びユーザID、パスワードによる二要素認証を実施し、閲覧履歴を残す。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。 また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書に添付している個人情報取扱特記事項に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ・秘密の保持 ・取得の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止 ・資料等の返還等 ・従業者への周知 ・実地調査の受入 ・事故発生時における報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供については、番号法等関係法令・規則で定められた事項についてのみ行う。 管理者の承認をもって特定個人情報の提供が行えることとしている。 管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対して、初任時に必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・委託業者に対しては、委託内容に個人情報取扱に対しての別記を添付し契約を締結している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁（旧内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条（情報到達の責任分界点）、第8条（通信経路の責任分界点）、第9条（市区町村の責任）に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011
②請求方法	八戸市個人情報保護条例第15条に基づき、必要事項を記入した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八戸市こども健康部保健所保健予防課 予防接種グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0715
②対応方法	

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	添付資料の追加		添付資料として「番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務 重点項目評価書」を追加。		
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月2日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の事務 ②事務の内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6		①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	
令和4年3月2日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う)	事後	
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社ミラボ ④再委託の有無 再委託しない	事後	
令和4年3月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている	事後	

令和4年3月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転提供先1		市区町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第16号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ) ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 ワクチン接種記録システム(VRS) ⑦時期・頻度 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	
令和4年3月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	
令和4年3月2日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	
令和4年3月2日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようになっている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法		提供については、番号法等関係法令・規則で定められた事項についてのみ行う。 管理者の承認をもって特定個人情報の提供が行えることとしている。 管理者がアクセス権限を管理し、指定されたIDのみアクセスできる仕組みとしている。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	

令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	
令和4年3月2日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
令和4年4月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を確認するために特定個人情報を使用する。	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を確認するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	
令和4年4月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目		・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じての入手を除く。) リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	

令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容		③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項補助AP)と暗証番号(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人情報を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	

令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 その他の措置の内容		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
令和4年4月27日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLQWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和5年4月1日	Ⅰ 基本情報 6評価実施機関における担当部署①部署	八戸市健康部保健所保健予防課	八戸市こども健康部保健所保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報⑥事務担当部署	八戸市健康部保健所保健予防課	八戸市こども健康部保健所保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	八戸市健康部保健所保健予防課	八戸市こども健康部保健所保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	八戸市健康部保健所保健予防課 感染症対策グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0715	八戸市こども健康部保健所保健予防課 予防接種グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0715	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	添付資料の変更	番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務 重点項目評価書(令和4年2月15日変更版)	番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務 重点項目評価書(令和5年4月1日変更版)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の事務 ②事務の内容	・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。

令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	提供を行っている(1件)	行っていない	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	提供先1 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第16号 ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務 ③提供する情報 市区町村コード及び転入者の個人番号(本人から同意が得られた場合のみ) ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 その他(ワクチン接種記録システム(VRS)) ⑦時期・頻度 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 2. 予防接種履歴の記録	乳幼児:四種混合/ポリオ/三種混合/麻しん・風しん/日本脳炎/ツベルクリン反応/BCG/ヒブ/肺炎球菌/子宮頸がん/水痘/B型肝炎/ロタウイルス/二種混合 成人:肺炎球菌/季節性インフルエンザ/風しん	乳幼児:四種混合/ポリオ/三種混合/麻しん・風しん/日本脳炎/ツベルクリン反応/BCG/ヒブ/肺炎球菌/子宮頸がん/水痘/B型肝炎/ロタウイルス/二種混合 成人:肺炎球菌/季節性インフルエンザ/風しん/新型コロナウイルス(定期接種)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞	・接種回(1回目/2回目/3回目)	・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。

令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項補助AP)と暗証番号(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人情報を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。))におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。

令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受けける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和6年4月1日	添付資料の変更	番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務 重点項目評価書(令和5年4月1日変更版)	番号法施行に伴う統合宛名管理及び特定個人情報の連携に関する事務 重点項目評価書(令和6年4月1日変更版)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 10、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号利用法第9条第1項 別表14、126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月3日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2 16の2の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 27、29、30、31、155条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26、153の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年3月3日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。
令和7年3月3日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6	①システムの名称 ワクチン接種記録(VRS) ②システムの機能 ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	(削除)	事後	令和6年3月31日付VRS(ワクチン接種記録システム)の一部機能廃止に伴う記述の整理であり、リスクの増大化に直結する変更ではないことから、事後提出するもの。